

下水道料金表

大山町水道課

- ・料金単価は消費税(10%)内税表示です。
- ・料金計算した後、円未満を切り捨てた額を請求します。

公共下水道事業区域・農業集落排水事業区域

一般家庭(1か月につき)		事業所等(1か月につき)	
世帯割 (1世帯につき)	世帯員割 (1人につき)	基本料金 (1事業所につき) (使用水量10m ³ まで)	水量割 (1m ³ あたり) (使用水量11m ³ ～)
2,095円	524円	2,095円	144円

【1か月あたりの下水道使用料計算例①】

●1世帯で4人家族の場合

$$\begin{aligned} & \text{世帯割} + \text{世帯員割} \times \text{人数} \\ & = 2,095\text{円} + 524\text{円} \times 4\text{人} \\ & = 4,191\text{円} \end{aligned}$$

【1か月あたりの下水道使用料計算例②】

●1か月の水道使用量が20m³の場合

$$\begin{aligned} & \text{基本料金} + \text{水量割} \times (\text{使用水量} - 10\text{m}^3) \\ & = 2,095\text{円} + 144\text{円} \times (20\text{m}^3 - 10\text{m}^3) \\ & = 3,535\text{円} \end{aligned}$$

集落公民館・集会所

文書配布世帯数(1月1日現在)	使用料
30戸未満	3,143円／年
30戸以上 50戸未満	5,238円／年
50戸以上 70戸未満	7,333円／年
70戸以上	10,476円／年